

審 査 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第42条第3項において準用する第22条第5項
処 分 の 概 要 : 機械警備業務管理者資格者証の書換え
原権者 (委任先) : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第63条、第43条第1項 (機械警備業務管理者資格者証の書換への申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 当該管理者資格者証の交付申請書を提出した警察署の生活安全課 (生活安全刑事課)
問 い 合 わ せ 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (059-222-0110) 又は警察署の生活安全課 (生活安全刑事課)
備 考 :